平成２３年（フ）第２５８３号
名古屋市千種区下方町４丁目35番地の３
債務者　小川　晃生
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７６号
横浜市鶴見区梶山２丁目36番28―105号
債務者　芳賀　広隆
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７７号
横浜市鶴見区梶山２丁目36番28―105号
債務者　芳賀麻理子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８２号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目10番21号
コーポ独歩201号室
債務者　山崎　榮久
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８７号
岡山市中区門田屋敷３丁目１番15号
債務者　児島　元久
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７８号
岡山市中区平井1094番地４平井サンホーム203号、旧住所岡山市中区清水１丁目５番21号　26号
債務者　岡　　稔
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８６号
岡山市中区浜１丁目６番１―201号
債務者　宮本　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目４番３号
債務者　久貝　政美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３３号
沖縄県うるま市石川東恩納1371番地
債務者　内間　里香
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３４号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目４番１―302号宮城アパート
債務者　木村　和恵（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９８１号
東京都多摩市関戸２丁目39番地の17コートビレッヂ302安藤方
債務者　笹岡　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０１号
東京都東村山市栄町１丁目３番地32ビュー久米川801
債務者　小松　志保
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６２４号
東京都新宿区上落合３丁目15―４―205
債務者　谷口太四郎
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６７７号
東京都練馬区北町７丁目13―30―103
債務者　吉田　深雪
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６７９号
東京都豊島区南池袋２丁目９―12―203
債務者　森　　元次
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８２号
東京都新宿区上落合１丁目３－９―309
債務者　ブルタール裕子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部